令和７年１２月１日

託送供給約款変更の認可について

中国経済産業局から、岡山ガス株式会社（法人番号 5260001001009）によるガス事業法第４８条第２項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第１７７条第１項第７号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、別紙のとおり、査定方針をとりまとめました。これをもって、委員会の意見として回答しました。

（別紙）

官　　印　　省　　略
２０２５０８１３中国第３号
令 和 ７ 年 １ ２ 月 １ 日

中国経済産業局長　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款変更の認可について（回答）

令和７年８月１３日付け２０２５０８１２中国第３号により、ガス事業法第１７７条第１項第７号の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件については、審査の結果、別添のとおり回答します。

別添

託送供給約款変更認可申請に係る査定方針

令和７年１２月

中国経済産業局総務企画部電力・ガス取引監視室

～はじめに～

-審査の経緯-

（１）　２０２５年８月１２日付けで、岡山ガス株式会社（以下、「申請者」という。）から中国経済産業局長（※１）に対し、ガス事業法第４８条第２項本文の規定に基づき、託送供給約款変更認可申請（以下、「変更認可申請」という。）が行われ、２０２５年８月１３日付けで中国経済産業局長より電力・ガス取引監視等委員会（以下、「中国局監視室」という。）へ申請内容について意見聴取が行われた（※２）。

※１　ガス事業法第４８条第２項に定める一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可については、経済産業大臣から各経済産業局長に事務が委任されているため、中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課が担当。

※２　一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可に係る経済産業大臣からの意見聴取に対する委員会の意見に係る事務は電力・ガス取引監視等委員会委員長から各経済産業局長に委任されているため、本事案は、中国経済産業局総務企画部電力・ガス取引監視室が担当。

（２）　中国局監視室においては、ガス事業法、「ガス事業託送供給約款料金算定規則」（以下、「算定規則」という。）及び「一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき審査を行った。

（３）　ガス事業法第１８９条第２項の規定により委任された同法第１７２条第１項の規定による立入検査権限に基づき、２０２５年９月２日、３日、１０月１６日の３日間、中国局監視室の検査官及び調査官（以下、「検査官等」という。）の３～５名が申請者の会議室において、申請原価の審査を行った。検査官等は、申請者から事前に提出を受けた資料を含む証拠書類等を確認し、不足書類については、立入検査後に、必要に応じて申請者に対しオンライン会議及び資料の追加提出を要請した。

（４）　こうした審査に基づき、以下のとおり中国経済産業局長から意見聴取のあった申請者に係る査定方針を策定した。

【申請の概要】

●ガス需要計画　（単位：千㎥）

	2024年度 実績	2025年度 見込	2026年度	2027年度	2028年度	原価算定 期間計	原価算定 期間計 （３年平均）	備考
需要量	205,212	213,009	189,041	178,318	177,706	545,065	181,689	

●設備投資計画　（単位：百万円）

	2024年度 実績	2025年度 見込	2026年度	2027年度	2028年度	原価算定 期間計	原価算定 期間計 （３年平均）	備考
合計	1,853	2,230	1,463	1,420	1,426	4,310	1,437	

●託送料金原価の内訳（3 年平均）　（単位：千円）

労務費	修繕費	減価償却費	固定資産除却費	事業者間精算費	需給調整費	ﾊﾞｲｵｶﾞｽ調達費	需要調査・開拓費	その他経費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目	託送総原価
1,263,579	397,642	1,724,997	591,969	200,836	0	0	0	1,249,673	13,016	32,009	332,147	43,533	5,762,335

～基本的な審査の方針～

ガス事業法第４８条第２項本文の規定に基づき、２０２５年８月に変更認可申請がなされた託送供給約款について、算定規則や審査要領等の法令関連規定に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の同法第４８条第４項の規定の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

＜査定結果＞

-ガス需給計画-

１．積算根拠に乏しい想定を行っていたため、過去実績を用いた算定とする。

２．大口需要家とのヒアリング結果を踏まえて算定する。

計９，６０７千 m3 を需要想定の需要量に追加する（３年平均）

-設備投資計画-

新たに取得する設備について一般ガス導管事業等の業務の執行上必要不可欠な部分に限っての算定とする。

計１２２百万円 設備投資計画（建物）に反映する（３年平均）

-労務費-

１．役員給与について、業務内容が小売り部門担当の役員については除外し、一般ガス導管事業等の業務の執行上必要不可欠な役員のみの算定とする。

２．役員給与、給料、雑給、賞与手当、法定福利費、厚生福利費、退職手当について、附帯事業及び小売部門に関する費用が適正に振替されていなかったことから振替を行い算定する。

計６８，７２７千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-修繕費-

スマートメーターの導入費を消耗品費に振替たため対象経費を減額する。

計７３，７９８千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-消耗品費-

１．スマートメーターの導入費について修繕費からの振替を反映する。

２．一過性の費用を除いた算定とする。

３．経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。

４．附帯事業及び小売部門に関する費用が適正に振替されていなかったことから振替を行い算定する。

計３９，９５２千円 託送料金原価に反映する（３年平均）

-委託作業費-

１．一過性の経費を除いた算定とする。

２．経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。

３．附帯事業及び小売部門に関する費用が適正に振替されていなかったことから振替を行い算定する。

計１０７，５４５千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-雑費-

１．審査要領にて認められる団体費のみ原価に反映する。

２．交際費等の規制料金として回収することが社会通念上不適切なものについて減額する。

３．経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。

計１３，２６６千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-その他経費-

１．電力料、水道料、使用ガス費、通信費、保険料、賃借料、租税課金について、附帯事業及び小売部門に関する費用が適正に振替されていなかったことから振替を行い算定する。

２．電力料、水道料、使用ガス費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、教育費等について経営効率化を前提とした額でなかったことから減額する。

計７１，３２６千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-事業者間精算費-

ガス需給計画の変更を反映する。

計２２８千円 託送料金原価に反映する（３年平均）

-減価償却費-

１．新営業所の建替にかかる費用を算定する。

２．附帯事業及び小売部門に関する費用が適正に振替されていなかったことから振替を行い算定する。

計５，２７４千円 託送料金原価に減額する（３年平均）

- 営業外費用 -

対象外の費用が計上されていたため減額する。

計７０５千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）-

前述の内容を踏まえ算定する。

計１，３５３千円 託送料金原価に反映する（３年平均）

-事業報酬-

１．固定資産投資額について、新たに取得する設備投資案件の設備投資の必要性、見積額の内容・工期等を踏まえて算定する。

２．運転資本について、前述の営業費等の変更を踏まえて算定する。

計１４，２３３千円 託送料金原価から減額する（３年平均）

-控除項目-

事業報酬算定の基礎となった資産から生じた賃借料等が発生していたことから控除項目の雑収入に反映する。

計２４，００８千円 託送料金原価に反映する（３年平均）

-効率化努力目標額-

個別査定終了後の託送料金原価を用い、申請者の設備投資関連費用、一般諸経費についてグループ内事業者と比較した結果、設備投資関連費用は第Ⅱ類、一般諸経費は第Ⅲ類となった。このため、設備投資関連費用の0.5パーセント、一般諸経費の１パーセントの合計額を効率化努力目標額として託送料金原価から減額する。

計　３３，０２８千円 託送料金原価から減額する（３年平均）